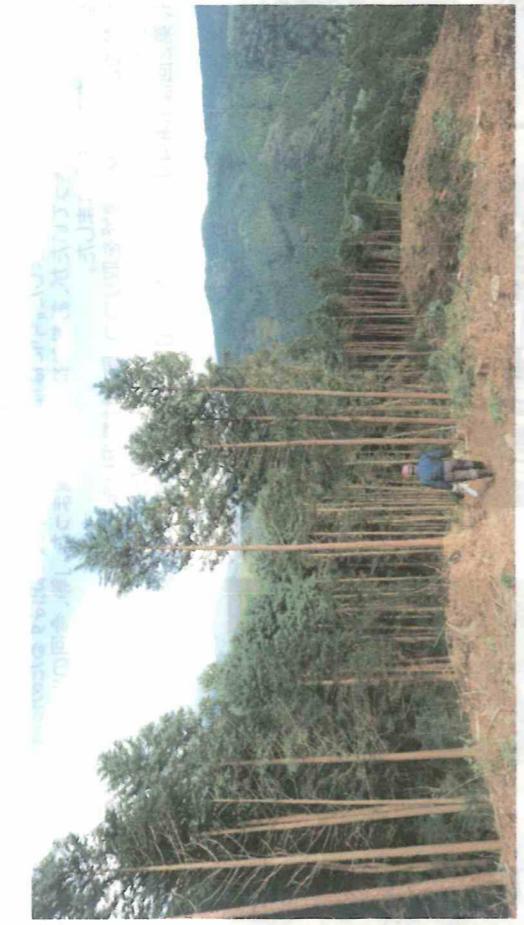


リモリ マガジン

Vol.2



昭和の時代に植え
平成の時代に一斉間伐した山々
令和の時代もしっかりと引き継ぎ
昨年6月に関係者で立ち上げた
椿原令和の森林（もり）づくり協議会
通称・ReMORI（りもり）の機関紙です。

森林に一層光を取り込もう
秋に紅葉黄葉する樹を増やそう
しっかりと手を確保しよう
力をあわせて林業の活性化を実現しよう

どうぞよろしくお願い申しあげます。
ご意見やご感想を寄せて頂けると幸いです。

編集：ReMORI 角金・下村・笹岡

椿原町役場 森林の文化創造推進課
TEL 65-0811

高知市出身の下村智也さんが着任



下村さんファミリー
チエンソーで玉切りの練習をしています！

ReMORI会長より挨拶

徐々に冬の寒さが厳しくなってきました。私事で恐縮ですが、この夏、体調を崩して長期に休養し、活動報告が途絶えたことをお詫び致します。コロナ禍を契機に「ウッドショック」という外産木材の輸入が激減でタイトになる事態が発生しました。一方で、国産材価格が上昇し、思わぬ事態が進行しました。今後の展開はどうなるか、もう少し状況を見極める必要がありそうです。さて、下半期がスタートした10月には、1日(金)に三人目の地域おこし協力隊として着任した下村智也さんによる見学会が交付されました。3日(日)には、ReMORIが主催する二回目の森林フェスティバルが別情れの大太郎川公園で開かれ、今回も大いに盛りあがめました。15日(金)からは初めて企画した「森林づくり体験ツアーアー」を実施し、遠く関東や関西などから応募した6人の参加者に、植林やチエーンソーの扱い方などを体験してもらいました。森林の文化創造推進課やCoMORIのメンバーと一緒に連携して取り組む事業が、少しずつ軌道に乗ってきたようになります。今回は下村さんの自己紹介と初のツアーリポートについて報告します。

(会長: 笹岡)

町内で林業体験ツアーアーを開催

本町の林業の担い手確保を目的として、林業・田舎暮らしに興味のある町外在住の方を対象に、林業現場へ訪問し、作業を実体験する、第1回森林づくりツアーアーを10月15日から17日の3日間で開催し、20代から50代までの男女6名が参加されました。参加者の申込理由も、単純に林業とはどのようなものか知りたい方がから、実際に椿原を移住の候補地に考えておられる方等、さまざま。内容としては、1日目は芹川地区国有林での補植、架線集材現場の見学、チエーンソー体験、3日目は芹川内木造施設の見学を実施しました。「林業に対するイメージが深まつた。」とおおむね好評なご意見をいただきました。中には、「これからは、家族を説得するために、しばしば椿原を訪問したい。」「他の市町村と迷っていたが、おおむね気持ちが固まつた。」等、今回のツアーリポートを通して、椿原への思いを固められた方もおられました。今後、参加された方々と連絡を取りつつ、町の林業担当手の確保を進めていきます。講師を引き受けくださったReMORI会員の皆さま、ありがとうございました。なお、第2回は令和4年2月18日から20日に実施を予定しております。

ゆすはら地域おこし協力隊 抱負
10月よりゆすはら地域おこし協力隊として着任しました。下村智也と申します。私にとって椿原町は父と母の故郷であることから、小学生時代に毎年、夏休みの間は祖父母の家に兄弟と預けられ、自然豊かな椿原町を駆け回って遊んだ思い出があつと残っています。そんな大好きな地域です。そんな大切な思い出がある地域です。そこには椿原町の森林を守れる仕事があることに知ったことが協力隊になりました。

コロナ禍において地方移住者は増えていますが、まだまだ働き先が少ないのが地方の現状で、林業に関しては昔から「きれい、汚い、危険」の3Kのイメージが浸透し、働き手の減少が進んでいます。まずはこの林業のマイナスイメージを変えて、椿原町に移住するなら林業を働き先の選択肢として考えてもらえるようになります。

その媒体としてSNS、ブログ、YouTubeなどにも積極的にチャレンジしていることです。林業はワーキングバランスの取れた仕事環境で、これからの地域環境を守るやり甲斐のある職業だということを主に発信していくたいです。私はワーキングバランスの取れた自身、森林づくりには川上・川中・川下の全体で考える「整がる林業」が必要だと感じています。植林や伐採、高性能林業機械の技術習得はもちろんですが、堆積や、炭焼きの技術なども林業の一部と見え、豊かで持続可能な森林づくりを目指します。また全国的に植林をする方が少ないとお聞きしているので、植林事業や木材に新たな付加価値を加えた加工事業などを上手くビジネス化していくたいです。

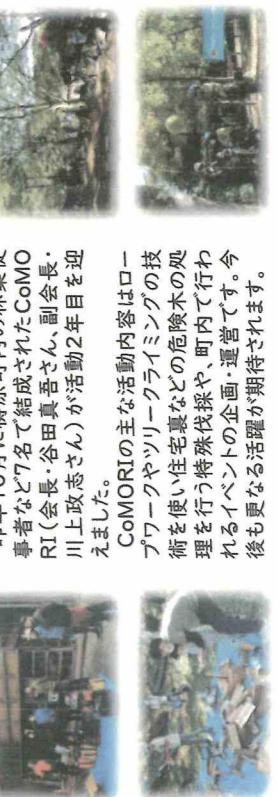
家族3人で慣れない田舎での暮らしに戸惑うこともありますが、周りの人たちに支えられ、椿原町に移住して本当に良かったなと感じています。川のせせらぎ、鳥のさえずり、虫の鳴き声、空にいるだけで自然を感じる、椿原町の森林をいつまでも守っていくために頑張りますので、今後ともよろしくお願い致します。

下村 智也



谷田真吾さん(左)にチエーンソーの使い方を教わる参加者

若手林業グループ「CoMORI」の活動



昨年10月に椿原町内の林業從事者など7名で結成されたCoMORI(会長・谷田真吾さん、副会長・川上政志さん)が活動2年目を迎えました。CoMORIの主な活動内容はロープワークやクリーミングの技術を使い住宅建築などの危険木の処理を行う特殊伐採や、町内で行われるイベントの企画・運営です。今後も更なる活躍が期待されます。

農地パトロールを実施中

豊原町農業委員会では、毎年、町内全域で「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しています。

目的

- ①町内の農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用の発生防止・早期発見

農業委員又は農地利用最適化推進委員が農地を見回り、耕作の状況などを見て「遊休農地(荒廃農地)」になっているかどうかを判断します。

農地パトロールを実施した結果「遊休農地」を把握した場合、所有者等を対象に「利用意向調査」を実施します。

遊休農地とは？

- ・1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地
- ・作物がまばらに又は農地内で偏って栽培されていたり、栽培に必要な管理が適切に行われていないなど低利用の農地

利用意向調査の内容

※下記の中から選択します

- ①農地中間管理事業(高知県農業公社)を利用する
- ②自ら買い手又は借り手を見つける
- ③自ら耕作する
- ④その他

農地中間管理事業とは？

・公的機関である農地中間管理機構(高知県農業公社)が市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。

・農地は貸借期間終了後、所有者へ返還されます。

裏面へ→

注意事項！

農地パトロールの結果、「遊休農地」と判断された農地が、農振農用地であり、利用意向調査で「②自ら買い手又は借り手を見つける」「③自ら耕作する」と回答したにも関わらず、6ヶ月経っても実行しない場合や、利用意向調査に回答しない、あるいは農業上の利用をする意思がない所有者等には、農地中間管理機構(高知県農業公社)と協議するように農業委員会から勧告する場合があります。

勧告してもなお、農地中間管理機構との協議を行わず、また自ら耕作を行わないなど、遊休農地を放置した場合、固定資産税の課税が強化されます。

※農振農用地とは、町が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るために優良農地として守る必要のある農地として指定した農地です。

農地パトロール、利用意向調査などについて、ご不明なことなどありましたら、豊原町農業委員会事務局(電話:65-1250)までお問い合わせください。

農地中間管理機構を活用しよう！！



「出し手」からの申し出
→借受

出し手のメリット
○契約相手は農業公社です。公益財団法人ですので安心して貸せます。
○期間が満了したら農地は確実に戻ります。
○経営転換などで、機構集積協力金が交付される場合があります。



高知県農業公社
(農地中間管理機構)

情報紹介→貸付

規模を
拡大したい。
機構に借受け応募
「受け手」からの申し込み



受け手のメリット
・集約した農地で効率的に農業を営むことができます。

出し手の申し込み

高知県農業公社や市町村役場に用意してある出し手申込様式に記入して提出してください。

○お問い合わせ先

(公財)高知県農業公社 TEL 088-823-8618 FAX 088-824-8593

豊原町農業委員会事務局 TEL 0889-65-1250 FAX 0889-40-2188

椿森 3-16
令和3年12月10日

各森林所有者様

椿原町森林組合
代表理事組合長 森山 真二

令和4年度 造林補助申請受付について

初冬の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は森林組合の事業運営につきまして、ご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度造林補助申請の受付を下記のとおり行います。以下の施業を予定の方は、お手数ですが認印を持参のうえ、森林組合までお越しください。来年度は、森林経営計画最終年度の補助申請となります。補助金申請をお考えの方は、必ず森林組合までご連絡ください。

記

◎申請内容：森林作業道開設
再造林・下刈り・除伐・枝打ち・間伐
＊採択条件は、裏面を参考にして下さい

◎受付期限：令和4年1月21日（金）まで
＊認印をお持ちください

◎問い合わせ先：椿原町森林組合 森林整備課
TEL 0889-65-0121
(担当) 森林作業道：武田、左記以外：坂本

※注意事項

令和4年度が森林経営計画の最終年度となっております。
令和4年度施業予定箇所については、令和5年3月までに完了するようにしてください。令和4年度から令和5年度にまたがって施業を行った場合、国庫補助金の対象となりません。
(以前に申請された方・施業を継続中の方も最終年度のため、必ずご連絡下さい。)

造林・保育関係の支援制度

※注意 森林経営計画をたてていて、施業の計画が入っていることが必要です。

施業前・中・後の写真が必要です。また、写真にはGPSデータが必要です。

人工造林 (再造林)	1,500本/ha以上の植栽が対象となります。 ※対象地の伐採届けが出ていないと補助金は受けられません。 ※苗木認証票が必要です。
下刈	対象：1～5年生 原則として全刈（坪刈は不可。） ただし、生育不良箇所については10年生までが対象となります。 ※6年生以上については、施業前に現地確認が必要です。 ※9月末完了を目処に施業を行ってください。
除伐	対象：11～25年生 造林木の成長の障害となる不用木（雑かん木）の除去が主体。 不用木（雑かん木）又は不良木（造林木）を伐採すること。 ※保育間伐と一緒に施業は出来ません。 ※施業前に現地確認が必要です。
保育間伐	対象：11～35年生 不良木（造林木）の伐採が主体。 不用木及び不良木を、おおむね30%以上伐採すること。 ※除伐と一緒に施業は出来ません。
間伐 <small>経営計画区毎に 施業面積 5ha以上 搬出材積 10m³/ha以上 必要</small>	対象：11～60年生 不良木（造林木）の伐採が主体。 不用木及び不良木を、おおむね30%以上伐採すること。 搬出材積(haあたり) 10m ³ 未満…切り捨て、10m ³ 以上…搬出 必要なもの 施業前・施業中・施業後の写真 ※搬出は、標準木・はい積み状況の写真も必要です。
枝打ち	対象：11～30年生 保育間伐又は間伐と一緒に行うもの 枝打ち幅はおおむね1.5m以上。 伐採後、1,000本/ha残っている箇所が対象となります。
森林作業道	対象：搬出間伐を目的とした森林作業道で幅員2.0m～3.0m未満のもの。 必要なもの 施業前・中・後の写真、平面図等 ※施業前に現地確認及び事前打ち合わせが必要です。

*上記内容は、令和3年度要件です。年度が替わって、採択基準が変わる事があります。

*かならず施業前にご連絡ください。施業前写真が撮れていない場合、補助金の対象なりません。

令和3年12月6日

各部落代表者 様

梼原町環境美化推進組合
組合長 島崎 勝男
(梼原町 環境整備課)

年末年始の可燃ゴミ収集について

年末年始の可燃ゴミの収集について、年末は12月30日（木）まで通常収集を行い、年始の収集については1月4日（火）より収集を開始します。
12月31日から1月3日までの間は、可燃ゴミを出さないようにご協力をよろしくお願いします。

年	令和3年					令和4年				
	日	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
状況等	通常 収集	通常 収集	-	通常 収集	休み	休み	休み	休み	通常 収集	ビン・ カン等 収集

※高幡東部清掃組合（中土佐町）への直接持ち込みについて：12/29～1/3の間はお休みです。